

鳥取縣公報

縣令

昭和二十年五月廿五日
第一千六百二十八號

金曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5刊

◇鳥取縣令第二十號

馬移出取締規則左ノ通定ム

昭和二十年五月二十五日

鳥取縣知事 高 橋 庸 彌

馬移出取締規則

第一條 當歳馬又ハ永久不合格馬以外ノ馬ハ之ヲ縣外ニ移出スルコトヲ得ス 但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ此限ニ在ラス

第二條 前條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ別記第一號様式ニ依ル申請書ニ馬籍謄本ヲ添付シ知事ニ提出スヘシ

第三條 移出ノ許可ヲ受ケタルモノ移出豫定ノ日より二十

日ヲ經過スルモ移出ヲ完了セサルトキハ其ノ許可ノ効力

ヲ失フ

第四條 移出ノ許可ヲ受ケタルモノ其ノ移出ヲ完了シタルトキハ別記第二號様式ニ依リ七日以内ニ知事ニ申告スヘシ

第五條 第一條ノ規定ニ違反シ馬ヲ移出シ又ハ移出セントシタル者ハ五十圓以下ノ罰金若ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第六條 第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第七條 本令ニ依リ提出スル書類ハ移出セントスル馬ノ飼養場所ノ屬スル市町村長ヲ經由スヘシ

第八條 市町村長ハ第二條ノ規定ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ五日以内ニ之ヲ知事ニ進達スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

00974

第一號様式

馬移出許可申請書

名號種類	性年	齡毛	移出先	移出日	移出理由	所有者飼養場所氏名

計 何頭

右移出許可相成度此段及申請候也

年 月 日

住所

申請人氏名

名 〇

鳥取縣知事 殿

第二號様式

馬移出完了申告書

移出馬名稱	移出年月日	移出先	移出馬扱運送備考

縣 市郡 氏村町 名

店又ハ驛名

計 何頭

右昭和 年 月 日指令番第 號ヲ以テ御許可相成候馬縣外移出完了致候條此段及申告候也

年 月 日

住所

氏名

名 〇

鳥取縣知事 殿

告示

鳥取縣告示第百四號

日野地方事務所管內ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並交付セリ

昭和二十年五月二十五日

鳥取縣知事 高 橋 庸 彌

區 番 號	返納年月日	所屬廳名	職名	名

00975

縣稅檢査	一〇六	昭和一〇、五日野郡神奈川村役場	養 徳 岡 健一
同	一〇六	同	同 金 田 藤 枝

鳥取縣告示第百五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル加里原藻ノ販賣價格左ノ通指定シ昭和十七年四月鳥取縣告示第百二十號(本縣ニ於ケル干燥肥料藻ノ販賣價格指定ノ件)及昭和十七年十月鳥取縣告示第六百六十一號(本縣ニ於ケル加里製造用原藻ノ最高販賣價格指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和二十年五月二十五日

鳥取縣知事 高 橋 庸 彌

一 生産者最高販賣價格(一〇貫當)

刈取物 あらめ、かじめ、くろめ 六、〇〇

ほんだわら類 四、〇〇

漂着物 あらめ、かじめ、くろめ 四、五〇

ほんだわら類 三、〇〇

二 縣水産業會最高販賣價格(一〇貫當)

刈取物 あらめ、かじめ、くろめ 六、二〇

ほんだわら類 四、一五
あらめ、かじめ、くろめ 四、六五
ほんだわら類 三、一〇

三 本表生産者及縣水産業會最高販賣價格ハ產地渡渡價格トス

四 本表價格ハ水分含有率二〇%未満、砂分五%未満ノモノノ價格トス

五 本表價格ハ荷造及包裝費ヲ含マザルモノトス

鳥取縣告示第百六號

昭和十九年四月鳥取縣告示第百七十五號(本縣ニ於ケル鶏種卵最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和二十年五月二十五日

鳥取縣知事 高 橋 庸 彌

種卵最高販賣價格(ノ)項中 「〇、七五」ヲ「二、八〇」ニ改ム

(四)ノ項中「〇、六五」ヲ「二、三〇」ニ改ム